

宿舍の廃止の協議の取扱いについて

〔 昭和 47 年 3 月 6 日
蔵 理 第 8 0 8 号 〕

改正 平成 12 年 12 月 26 日 蔵理第 4612 号

同 24 年 1 月 17 日 財理第 156 号

同 24 年 12 月 26 日 同 第 6028 号

大蔵省理財局長から各省各庁官房長、各財務局長宛

省庁別宿舍の廃止をしようとする場合においては、国家公務員宿舍法第 13 条の 2 第 1 号の規定により、当該省庁別宿舍の維持及び管理を行う各省各庁の長は、財務大臣に協議しなければならないこととなっているが、事務処理の簡素化等を考慮し、別紙に掲げる範囲のものについては、同条同号の規定による宿舍の廃止の協議がととのったものとして処理してさしつかえない。

なお、昭和 34 年 6 月 8 日付蔵管第 1268 号「国家公務員宿舍法第 13 条の 2 の取扱いについて」通達は、廃止する。

別 紙

宿舍の廃止の態様	協議がととのったものとして処理する範囲
1 移築又は改築をするため、宿舍の廃止をするとき。	全 部
2 交換に供するため、宿舍の廃止をするとき。	
3 特定国有財産整備計画の決定により財務局長等に所管換又は所属替をするため、宿舍の廃止をするとき。	
4 「「国家公務員宿舍の削減計画」（平成 23 年 12 月 1 日）に基づくコスト比較等による個別検討結果及び宿舍使用料の見直しについて」（平成 24 年 11 月 26 日）別紙 1-1 に掲げる宿舍（一部の棟のみを廃止する場合（一部廃止）は建物に限る）の廃止をするとき。	
5 用途廃止をするため、宿舍の廃止をするとき（2 及び 4 に掲げる場合を除く。）。	家屋又は家屋の部分及び土地以外のもののみにかかるもの
6 種別替をするため、宿舍の廃止をするとき。	

7 用途変更をするため、宿舍の廃止をするとき。	
8 所管換又は所属替をするため、宿舍の廃止をするとき（3に掲げる場合を除く。）。	
9 借受の方法により設置した宿舍について、当該借受契約を解除したため、宿舍の廃止をするとき（4に掲げる場合を除く。）。	当該宿舍の借受契約を更新して引き続き当該宿舍を設置するもの又は当該宿舍の廃止が当該宿舍の新たに寄附又は購入若しくは交換の方法により設置するためのものであるもの
10 模様替（宿舍の戸数の減少を伴うものに限る。）をするため、宿舍の廃止をするとき。	宿舍の設置計画に基づいて模様替を行うもの